

第6 特別加入

1. 特別加入制度の概要

労災保険は、事業に使用される「労働者」の保護を目的とする制度なので、労働者でない者（例えば事業主、自営業者、家族従事者等）の災害は、本来ならば労災保険による保護の対象にはなりません。また、労災保険法の適用については、法律の適用原則として属地主義がとられているので、海外の事業場に派遣された者の災害は、日本国内の労災保険の保護の対象にならないとされています。

しかしながら、中小事業主、自営業者、家族従事者などの中には、作業の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護するにふさわしい者がいます。また、海外の事業場に派遣された者についても、海外の保険制度の適用範囲や給付内容が十分でないために、わが国の労災保険による保護が必要な者がいます。

そこで、これらの者に対しても、制度本来の建前を損なわない範囲で、特別に任意に加入することを認め、一定の要件を満たす災害について、保険給付を行うこととしています。これを労災保険の特別加入制度といいます。

2. 特別加入者の種類

（1）中小事業主等（第1種）の特別加入

ア 特別加入の範囲（労災法第33条第1号及び第2号）

中小事業主等とは、次の表に定める労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）及び労働者以外でその事業に状態として従事している家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合における代表者以外の役員など）を言います。

【別表1】 中小事業と認められる規模（労働者災害補償保険法施行規則（以下、「労災則」という。）第46条の16）

業種	金融業・保険業・ 不動産業・小売業	卸売業 サービス業	左記以外の業種
労働者数	50人以下	100人以下	300人以下

なお、継続的に労働者を使用しない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用することが見込まれる場合には、常時労働者を使用しているものとして扱われます。

イ 特別加入するための要件

（ア）労働保険の保険関係が成立していること

（イ）労働保険事務組合への委託

保険関係が成立しているということは、労働者を雇用しているということです。確定保険料を算出する時点で、使用労働者数がゼロになった場合は、特別加入の前提条件である保険関係が消滅します。基本的には特別加入者のみで保険関係を継続することはできませんから、このような状態で特別加入をしても労災給付ができなくなる可能性があります。新年度においても保険関係を継続する場合は、労働者を雇用する見込があるか否かを十分に確認ください。雇用見込が無い場合は概算から委託解除の処理を行ってください。

ウ 特別加入の申請

特別加入の申請をするには、労働保険事務組合（以下「事務組合」という）を通じて「特別加入申請書（中小企業主等）」（様式第 34 号の 7）を所轄の監督署長を経由して労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。

エ 特別加入に関する変更の手続き

特別加入の承認があった後、次の事項に変更がある場合は「特別加入に関する変更届」（様式第 34 号の 8、P96 参照）を提出する必要があります。申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。

ア 特別加入者の氏名、業務内容などに変更があったとき

イ 新たに事業主となった者がいるとき又は新たに事業に従事することになったものがある場合

ウ 事業主又は事業主の行う事業に従事する者でなくなったとき

事業主の脱退の「異動日」は、変更届を提出された日の翌日から 30 日以内の希望する日になります。

オ 特別加入の脱退

（ア）脱退による消滅

特別加入の承認を受けた者は、政府の承認を受ければいつでも脱退することができます。この脱退の申請は、事業単位で包括して行います。脱退の申請は「特別加入脱退申請書」（様式第 34 号の 8）を、監督署経由して労働局長に提出する必要があります。

申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。なお、遡っての脱退は認められません。

（イ）自動的に消滅する場合

中小事業主等の特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係が前提として認められるものです。したがって、当該保険関係が消滅した場合は、その日に特別加入者の地位も消滅します。また、事務組合への事務委託を解除した場合も、自動消滅します。

（２）一人親方等（第 2 種）の特別加入

ア 特別加入の範囲（労災法第 33 条第 3 号及び第 4 号）

労働者を使用しない（労働者を使用する日の合計が、年間 100 日未満となることが見込まれる者）で事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する者（以下「一人親方等」という）のうち、次の種類の事業を行う者が特別加入できます。

（ア）自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業を行う者（個人タクシー業者や個人貨物運送業者等）

（イ）建設の事業を行う者（大工、左官、とびの者等）

- (ウ) 漁船による水産動植物の採捕の事業を行う者（下記キの者を除き、漁船に乗り込んでその事業を行う者に限ります。）
- (エ) 林業の事業を行う者
- (オ) 医薬品の配置販売（薬事法第 30 条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業をいいます。）
- (カ) 再利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を行う者
- (キ) 船員法第 1 条に規定する船員が実施する事業を行う者
- (ク) 柔道整復師法 2 条に規定する柔道整復師の事業を行う者
- (ケ) 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者
- (コ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 1 条に規定する免許に基づき事業を行う者
- (サ) 歯科技工士法第 2 条に規定する歯科技工士

イ 特別加入するための要件

一人親方等として特別加入するためには「一人親方等の団体」を単位として申請し、承認を受ける必要があります。

一人親方等の特別加入は、一人親方等の団体を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行うこととなりますが、この一人親方等の団体として認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- (ア) 一人親方等の相当数を構成員とする単一団体であること
- (イ) 構成員である範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること
- (ウ) その団体の定款などに規定された事業内容から見て労災保険事務の処理が可能であること
- (エ) その団体の事務体制、財務内容などから見て労災保険事務を確実に処理する能力があること
- (オ) その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、別表（P88 参照）に定める区域に相当する区域を超えないものであること

ウ 特別加入の申請

特別加入の申請をするには、一人親方団体を通じて「特別加入申請書（一人親方等）」（様式第 34 号の 10）を所轄の監督署長を経由して労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。

エ 特別加入に関する変更の手続き

特別加入の承認があった後、次の事項に変更がある場合は「特別加入に関する変更届」（様式第 34 号の 8、P96 参照）を提出する必要があります。申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。

- (ア) 特別加入者の氏名、業務内容などに変更があったとき
- (イ) 新たに一人親方又は特定作業従事者として特別加入を希望する者がいるとき

(ウ)すでに特別加入の承認を受けている者の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくな
ったとき

オ 特別加入の脱退

特別加入の承認を受けた者は、政府の承認を受ければいつでも脱退することができます。この脱退の申請は、事業単位で包括して行います。脱退の申請は「特別加入脱退申請書」(様式第 34 号の 8)を、監督署経由して労働局長に提出する必要があります。

申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。

P87 の別表

主たる事務所の 所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が 事務処理を行うことができる区域の一覧
北海道	青森県
青森県	北海道 岩手県 秋田県
岩手県	青森県 宮城県 秋田県
宮城県	岩手県 秋田県 山形県 福島県
秋田県	青森県 岩手県 宮城県 山形県
山形県	宮城県 秋田県 福島県 新潟県
福島県	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県
茨城県	福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
栃木県	福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
群馬県	福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県
埼玉県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
千葉県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県
東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県
神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県
新潟県	山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県
石川県	富山県 福井県 岐阜県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府
山梨県	埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県
長野県	群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県
岐阜県	富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県
静岡県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県
愛知県	長野県 岐阜県 静岡県 三重県
三重県	岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
滋賀県	福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
京都府	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県
大阪府	三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
兵庫県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
奈良県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
和歌山県	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県
鳥取県	京都府 兵庫県 鳥取県 岡山県 広島県
岡山県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 鳥取県 広島県 香川県 愛媛県
広島県	鳥取県 鳥取県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県
山口県	鳥取県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県
徳島県	大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県
香川県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県
愛媛県	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県
高知県	徳島県 香川県 愛媛県
福岡県	山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
佐賀県	福岡県 長崎県 熊本県 大分県
長崎県	福岡県 佐賀県 熊本県
熊本県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県
大分県	山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県
宮崎県	熊本県 大分県 鹿児島県
鹿児島県	熊本県 宮崎県
沖縄県	—

※災害防止について、一定の要件を満たした場合、区域を超えて事務処理を行うことができます。

詳しくは労働局へお問い合わせください。

（３）特定作業従事者（第２種）の特別加入

ア 特別加入の範囲

特定作業従事者とは、次の作業に従事する者です。（労災法第 33 条第 5 号）

- （ア）特定農作業従事者
- （イ）指定農業機械作業従事者
- （ウ）職場適応訓練従事者
- （エ）事業主団体等委託訓練従事者
- （オ）家内労働者当特定従事者
- （カ）労働組合等の常勤職員
- （キ）介護作業従事者及び家事支援従事者
- （ク）芸能関係作業従事者
- （ケ）アニメーション制作作業従事者
- （コ）IT フリーランス

イ 特別加入するための要件

前記（２）イ 一人親方等（第２種）の「特別加入するための要件」と同様です。

ウからオについても同様。

（４）海外派遣者（第３種）の特別加入

ア 特別加入の範囲（労災法第 33 条第 6 号及び第 7 号）

- （ア）国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する労働者
- （イ）日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外支店、工場、建設工事、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者
- （ウ）日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外にある別表 1（P85 参照）に定める労働者を常時使用する事業に従事する事業主及びその他労働者以外の者

（注） 派遣される事業の規模の判断については、各国ごとに、かつ企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があつて海外に事業場をもつ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では別表 1（P85 参照）の規模を超える場合であっても、派遣先のそれぞれの国ごとに企業を単位として別表 1 の規模以内であれば特別加入することができます。

イ 特別加入するための要件

派遣元の団体又は事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除く）について、労災保険の保険関係が成立していること及び日本国内の事業で労働者であることが必要です。なお、派遣先の事業については有期事業も含まれます。

ウ 特別加入の申請

特別加入の申請をするには、事務組合を通じて「特別加入申請書」（海外派遣者）（様式第 34 号の 11）を所轄の監督署長を経由して労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。

エ 特別加入に関する変更の手続き

特別加入の承認があった後、次の事項に変更がある場合は「特別加入に関する変更届」（様式第 34 号の 12）を提出する必要があります。申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。

- （ア）特別加入者の氏名、業務内容などに変更があったとき
 - （イ）派遣先の事業場の名称や所在地が変わったとき
 - （ウ）派遣する国が変わったとき
 - （エ）労働者として派遣されていた者が中小事業の代表者などに就任したとき
 - （オ）中小事業の代表者などとして派遣されていた者が労働者となったとき
 - （カ）新たに海外派遣者となった者を追加して特別加入させるとき
 - （キ）帰国等により派遣先の事業に従事しなくなり、特別加入者の資格を失った者がいるとき
- ※エ（カ）の場合、「海外派遣に関する報告書」を提出いただいておりますが、令和 2 年 4 月 1 日以降、提出する必要がなくなりました。

オ 特別加入の脱退

特別加入の承認を受けた者は、政府の承認を受ければいつでも脱退することができます。この脱退の申請は、事業単位で包括して行います。脱退の申請は「特別加入脱退申請書」（様式第 34 号の 12）を、監督署経由して労働局長に提出する必要があります。

申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が特別加入を希望する日を承認年月日とします。なお、遡っての脱退は認められません。

※海外派遣と海外出張の区別

海外派遣者	海外の事業場に所属して、海外の事業場の使用者の指揮に従って勤務する者	特別加入の手続を行っていないければ、労災保険による給付が受けられない。
海外出張者	単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務する者	手続不要。その者が所属する事業場の労災保険により給付を受けられる。

3. 特別加入者の給付基礎日額と労災保険料

(1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。労働者の場合には賃金をもとに算出しますが、中小事業主等の場合には「賃金」という概念がないので、特別加入者の所得水準等に見合った額を賃金とみなして給付基礎日額のなかから選び、承認を受けます。

給付基礎日額は、①前年度3月2日～3月31日の間、又は、②年度更新期間中（6月1日から7月10日までの間）に変更の申請を行うことができます。ただし、②年度更新期間中については、4月1日から申請日までに災害発生があった場合は、変更できません。また、同じ特別加入者について、3月に変更後、再度、年度更新時に変更することはできません。

◇提出書類

	中小事業主等	一人親方等	海外派遣
3/2～3/31の間	「給付基礎日額変更申請書」		
年度更新期間中 (6/1～7/10)	「給付基礎日額変更申請書」又は「保険料申告書内訳」	「給付基礎日額変更申請書」	「給付基礎日額変更申請書」又は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」

(2) 労災保険料

ア 中小事業主等（第1種）特別加入者の労災保険料については、保険料算定基礎額（給付基礎日額に365を乗じたもの）にそれぞれの事業に定められた保険料率

◇特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額A	保険料算定基礎額B = A × 365日	特例による 1/12 の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

【別表 2】一人親方等

特 別 加 入 の 種 類	料 率
自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業	11 / 1000
建設の事業	17 / 1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	45 / 1000
林業の事業	52 / 1000
医薬品の配置販売の事業	6 / 1000
再生利用の目的となる廃棄物の収集、運搬、選別、解体等の事業	14 / 1000
船員法第 1 条に規定する船員が行う事業	48 / 1000
柔道整復師の事業	3 / 1000
創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業	3 / 1000
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	3 / 1000
歯科技工士	3 / 1000
特定フリーランス	3 / 1000

【別表 3】特定作業従事者等

特 別 加 入 の 種 類		料 率
特定農作業従事者		9 / 1000
指定農業機械作業従事者		3 / 1000
職場適応訓練従事者		3 / 1000
事業主団体等委託訓練従事者		3 / 1000
家 内 労 働 者 等	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工	14 / 1000
	研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼もどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの	14 / 1000
	有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、若しくはミット又は木製合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの	5 / 1000
	粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの	17 / 1000
	動力により駆動される合紙機、撚糸機又は織機を使用して行う作業	3 / 1000
	木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の織機の製造又は加工に係るもの	18 / 1000
労働組合等常勤役員		3 / 1000
介護作業従事者及び家事支援従事者		5 / 1000
芸能関係作業従事者		3 / 1000
アニメーション制作作業従事者		3 / 1000
IT フリーランス		3 / 1000

4 特別加入者の加入時健康診断

(1) 特別加入前に健康診断が必要な場合

特別加入を希望する中小事業主等及び一人親方等のうち、表中の特別加入予定の業務にそれぞれの従事期間を超えて従事したことがある場合には、特別加入前に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）
粉じん作業を行う業務	3 年
振動工具使用の業務	1 年
鉛業務	6 か月
有機溶剤業務	6 か月

(2) 健康診断が必要な場合の手続き

ア 特別加入を希望する中小事業主等で特別加入前に健康診断が必要な場合には、事務組合を通じて、初めに「特別加入健康診断申出書」（特診様式第 7 号、以下「申出書」という。P99 参照）を監督署に提出します。

イ 「申出書」の業務歴等から判断して健康診断が必要であると認められる者（以下、「健診対象者」という）に対しては、監督署から「特別加入健康診断指示書」（特診様式第 5 号、以下「指示書」という）及び「特別加入時健康診断実施依頼書」（特診様式第 6 号、以下「依頼書」という）が交付されます。

健診対象者は、指示書に記載された期間内に労働局長が委託した医療機関又は健康診断機関（以下「診断実施機関」という。）の中から健康診断を受けてください。また、受診するには依頼書を当該診断受診機関に提出してください。

この健康診断に要する費用は国で負担しますが、受診のために要した交通費等は、自己負担となります。

ウ 健康診断を受けた者は、当該診断受診機関から健康診断証明書を受け取り、申請書を監督署に提出する際に添付してください。じん肺の健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、エックス線写真の添付が必要となります。

エ 申出書は、申請書と同時に監督署に提出することもできます。この場合には、健康診断受診後、速やかに健康診断証明書を監督署に提出してください。

オ すでに特別加入を承認されている事業において、新たに事業主となった者、又は事業に従事することとなった者のうち健康診断が必要な者は、申出書を監督署に提出し指示書及び依頼書が交付された後、健康診断を受診し、変更届にその健康診断証明書を添付して提出してください。

(注) 健康診断書を提出しなかったり、あるいは、業務の内容、業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますので、注意してください。

(3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

- ア 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。
- イ 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

◇中小事業主等の特別加入の必要書類及び労働保険料算定月数

	特別加入者の異動等		届出必要書類	労働保険料算定月数
加 入	新規委託により特別加入をするとき		特別加入申請書 (中小事業主等) 《様式第 34 号の 7》	承認（希望）日の属する月より算定
	委託換えにより特別加入をするとき			
	既に委託している事業で新規に特別加入をするとき			
	既に特別加入者がいる事業で特別加入者を追加するとき		特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等) 《様式第 34 号の 8》	
脱 退	委託解除 （事業廃止 個別加入 委託換え）したとき		特別加入脱退申請書 (中小事業主等及び一人親方等) 《様式第 34 号の 8》	委託解除日の属する月まで算定
	委託途中	全員脱退したとき		
		一部脱退したとき		
変 更	すでに特別加入している者で承認内容に変更があったとき （氏名 ・事業主（代表者）との関係 ・業務内容 ・使用労働者の所定労働時間）		特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等) 《様式第 34 号の 8》	—

※3月31日で全員脱退を希望する時または4月1日から新規(追加)加入の希望の時は、3月1日から3月31までに上記書類を提出してください。

※他の事務組合への委託換えの場合は、新たに加入手続きが必要になります。

○特別加入申請書(中小企業主等)の記入例

■ 様式第34号の7 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

紙票種別 36211		※裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)	
① 申請に係る事業の労働保険番号 11101938005001		※受付年月日 令和 年 月 日	
② 事業主の氏名(法人その他の団体であるときはその名称) 株式会社 渡辺塗装工業 代表取締役 渡辺照夫			
③ 申請に係る事業	名称(フリガナ) カブシキガイシャ ワタナベトソウコウギョウ		
	名称(漢字) 株式会社 渡辺塗装工業		
	事業場の所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤1-×-×		
④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 3 名 *この用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載すること。			
特別加入予定者		業務の内容	
フリガナ 渡辺 照夫		事業主との関係(地位又は続柄) 事業主の親類 業務の具体的内容 有機溶剤(メルエン)を使用 して行う 木工品の塗装	
1 本人 3 役員 5 家族従事者		除染作業 従事する 特定業務 1 粉じん 2 振動工具 3 鉛 4 有機溶剤 5 該当なし	
生年月日 昭和42年 7月 2日		労働者の就業及び終業の時刻 8時 30分 ~ 17時 00分	
業務歴		最初に従事した年月 昭和60年 4月	
従事した期間の合計 35年間 0ヶ月		希望する給付基礎日額 14,000円	
フリガナ 渡辺 健太		事業主との関係(地位又は続柄) 事業主の親類 業務の具体的内容	
1 本人 3 役員 5 家族従事者		除染作業 従事する 特定業務 1 粉じん 2 振動工具 3 鉛 4 有機溶剤 5 該当なし	
生年月日 昭和52年 5月 3日		労働者の就業及び終業の時刻 8時 30分 ~ 17時 00分	
業務歴		最初に従事した年月 平成10年 4月	
従事した期間の合計 22年間 0ヶ月		希望する給付基礎日額 12,000円	
フリガナ 渡辺 恵美子		事業主との関係(地位又は続柄) 事業主の親類 業務の具体的内容 伝票整理等の一般経理事務 及び集金	
1 本人 3 役員 5 家族従事者		除染作業 従事する 特定業務 1 粉じん 2 振動工具 3 鉛 4 有機溶剤 5 該当なし	
生年月日 年 月 日		労働者の就業及び終業の時刻 8時 30分 ~ 17時 00分	
業務歴		最初に従事した年月 年 月	
従事した期間の合計 年間 ヶ月		希望する給付基礎日額 7,000円	
⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 3年 4月 3日			
⑥ 労働保険事務組合の証明 名称 労働保険事務組合浦和中央会 〒330-×××× 電話 (048) 600-×××× さいたま市浦和区×-× 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会務 中村 修			
⑦ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して30日以内) 2年 5月 1日			
上記のとおり特別加入の申請をします。 令和3年 4月 24日 埼玉 労働局長 殿 事業主の 住所 株式会社 ワタナベ塗装工業 代表取締役 渡辺 照夫 氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)			

○特別加入申請書(中小事業主及び一人親方等)の記入例

■ 様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

帳票種別 36241	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。) ※受付年月日 令和 9 年 6 月 1 日 1～6月分 7～9月分 10～12月分
特別加入の承認に係る事業 労働保険番号 11101938008001	事業場の所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤1-×-×

変更届の場合(特別加入者の変更届) 特別加入者に関する事項の変更 特別加入者(一部)に変更がある場合(折り曲げる場合は、この所で折り曲げてください)	今回の変更届に係る者 合計: 1 人 内訳(変更: 人 脱退: 人 加入: 1 人)	*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。				
	変更年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日 ※整理番号	変更を生じた者のフリガナ氏名 変更後のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の内容 変更前 変更後		
	変更年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日 ※整理番号	変更を生じた者のフリガナ氏名 変更後のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の内容 変更前 変更後		
	異動年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日 ※整理番号	異動年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日 ※整理番号				
	特別加入予定者 異動年月日 平成31年 6月 1日 フリガナ氏名 渡辺 康二 生年月日 56年 8月 12日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の具体的内容 有機溶剤(トルエン)を使用して行う木工品の塗装 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 8時 30分 ~ 17時 00分	除勤作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	特定業務・給付基礎日額 業務歴 最初に従事した年月 平成26年 6月 従事した期間の合計 6年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 10,000円
異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名 生年月日 年 月 日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ)	除勤作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円	

脱退の場合 以下の欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限りて記載すること。 ※申請の理由(脱退の理由) ※脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内) 年 月 日
--

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退を申請します。

令和3年 5月 26日

埼玉 労働局長 殿

〒330-×××× 電話 (048) 600-××××

さいたま市浦和区常盤1-×-×

事業主の氏名 株式会社 渡辺塗装工 代表取締役 渡辺照夫
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

○特別加入申請書(海外派遣者)の記入例

様式第34号の11 (表面)

勞働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

郵便番号 36231		〒 36231																																																																
① 第3種特例加入に係る労働保険番号 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>府</td><td>県</td><td>所</td><td>管</td><td>管</td><td>轄</td><td colspan="4">基</td><td colspan="4">幹</td><td colspan="4">番</td><td colspan="4">号</td><td colspan="4">枝</td><td colspan="4">番</td><td colspan="4">号</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		府	県	所	管	管	轄	基				幹				番				号				枝				番				号																																	② 団体の名称又は事業主の氏名（事業主が法人その他の団体であるときはその名称） 国際商事 株式会社	
府	県	所	管	管	轄	基				幹				番				号				枝				番				号																																				
申請に係る事業	労働保険番号 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>5</td><td>0</td><td>3</td> </tr> </table>		1	1	1	0	1	0	0	3	5	0	3	③ 団体の名称又は事業主の氏名（事業主が法人その他の団体であるときはその名称） 国際商事 株式会社																																																				
	1	1	1	0	1	0	0	3	5	0	3																																																							
	名称（フリガナ） コクサイショウジ カブシキガイシャ		名称（フリガナ） コクサイショウジ カブシキガイシャ																																																															
	名称（漢字） 国際商事 株式会社		名称（漢字） 国際商事 株式会社																																																															
事業場の所在地 埼玉県さいたま市消和区常盤1-×-×		事業場の所在地 埼玉県さいたま市消和区常盤1-×-×																																																																
事業の種類その他の各種事業		事業の種類その他の各種事業																																																																
④ 特例加入予定者 加入予定者数 計 2 名		*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。																																																																
特例加入予定者 原 清 夫		派遣先の事業において従事する業務の内容（業務内容、地位・役職名、労働者の人数及び就業時間など）																																																																
フリガナ ヨマザワヨウイチ 氏名 沼沢 洋一		事業の名称 国際商事 株式会社 ロンドン支店																																																																
派遣先国 イギリス		ロンドン支店長（代表者）3.5.1~3.4.30 所定労働時間8:00~17:00 製品販売にかかる総括業務																																																																
生年月日 昭和49年 4月 27日		事業場の所在地 20-26 Grosvenor St London																																																																
希望する和付基礎日額 18,000 円																																																																		
フリガナ タドロコオサム 氏名 田所 治		事業の名称 同上																																																																
派遣先国 同上		営業課員 3.5.1~3.4.30 所定労働時間8:00~17:00 製品販売及び事務																																																																
生年月日 昭和51年 10月 14日		事業場の所在地																																																																
希望する和付基礎日額 14,000 円																																																																		
フリガナ 氏名		事業の名称																																																																
派遣先国		事業の名称																																																																
生年月日		事業場の所在地																																																																
希望する和付基礎日額																																																																		
フリガナ 氏名		事業の名称																																																																
派遣先国		事業の名称																																																																
生年月日		事業場の所在地																																																																
希望する和付基礎日額																																																																		
⑤ 特例加入を希望する日（申請日の翌日から起算して30日以内）		令和3年 5月 1日																																																																

上記のとおり特別加入の申請をします。

令和3年 4月 24日

埼玉 労働局長 殿

団体又は
事業主の住所

団体の名称又は
事業主の氏名

〒 330 - 0061 電話 (048) 600 - ××××

埼玉県さいたま市浦和区常盤1-X-X

国際商事 株式会社

代表取締役 江森 裕二

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

○給付基礎日額変更申請書の記入例

■ 特様式第2号

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書
(特別加入)

振替種別 36245	※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)
労働保険番号 府 県 所 属 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 11101938008001	※受付年月日 令和 元号 年 月 日 1~9月日 1~9月日 1~9月日

埼玉 労働局長 殿

令和3年 3月 16日



郵便番号 330 - ×××× 電話番号 048 - 600 - ××××
さいたま市浦和区常盤1-×
住 所
保険加入者の 小西石材株式会社 代表取締役 小西 一男
氏 名
(法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。

(枚の内 1 枚目)

※ 整 理 番 号	変 更 を 希 望 す る 特 別 加 入 者 の 氏 名	現 在 の 給 付 基 礎 日 額	今 回 希 望 す る 給 付 基 礎 日 額
	小西 一男	16,000	18,000
	小西 花子	14,000	16,000

折り曲げる場合には
(▶)の所で折り曲げてください。

〔注意〕
変更を希望する特別加入者が多数あり氏名欄に記載することができない場合は、続紙を付して記載すること。

○加入時健康診断の記入例

特診様式第7号

労働者災害補償保険
特別加入時健康診断申出書

さいたま 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

令和 3 年 8 月 4 日

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	11	1	01	938008	001

事業主又は
特別加入団体の 住 所 さいたま市浦和区美園2-×

(名称) 相沢塗装株式会社

氏 名 代表取締役 相沢 清

特別加入団体の場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名

特別加入予定者のうち健康診断が必要な者	特別加入予定年月日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に用いる工具(又は材料、薬品等)の名称	左記の業務に特別加入前に従事した期間	実施すべき健康診断の種類 (該当する項を選択すること)
相沢 清	3年 9月 1日	建築物の室内塗装 (トルエン キシレン)	平成12年4月から 令和 3年8月まで 20年5月間	イ ジン肝健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
相沢 宏一	同上	同上	平成13年4月から 令和 3年8月まで 19年5月間	イ ジン肝健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間	イ ジン肝健康診断 ロ 振動障害健康診断 ハ 鉛中毒健康診断 ニ 有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を ☐ 受けている ☐ 受ける予定である ☐ ことを証明します。

令和3年 8月 4日 認可記号番号 第 23-119 号

名 称 浦和商工会労災保険事務組合
労働保険事務組合の 主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区常盤1-×-×
電 話 048 - 600 -××××
代表者氏名 組合長 寺沢信男